平成 20 年 11 月 1 日

市川ハイツ　ご入居者各位

市川ハイツ管理組合

火災警報器の取扱い注意事項

先日、各住戸に住宅用火災警報器を設置しましたが、取扱いの注意事項について、ご案内します。

①熱式（キッチン用）

・火災以外でも、レンジ・エアコン・ストーブなどの熱を感知した場合に、火災警報動作をすることがあります。

②煙式（居室・寝室用）

・火災以外でも、次のような場合に、火災警報動作をすることがあります。
　◇スプレー式殺虫剤や化粧品などのスプレーが直接かかったとき
　◇タバコや線香などの煙がかかったとき
　◇調理の煙や蒸気などがかかったとき
　◇警報器が結露したとき

※くん煙式・加熱蒸散式の殺虫剤を使用する場合の注意事項
　これらの殺虫剤を使用すると、火災警報動作をするおそれがあります。
　使用前に警報器をポリ袋などで覆うか、本体を取りはずしてください。

＊火災以外で火災警報音が鳴った場合、室内を換気し、原因を取り除けば火災警報動作は止まります。

＊住宅用火災警報器は、管理組合で実施している「消防設備点検」の対象ではありません。取扱説明書の記載に従い、各自、点検を行ってください。